三島村子ども通院費等助成事業 Q＆A（令和7年8月施行）

Q1. 誰がこの制度を利用できますか？

A1. 島外の医療機関で受診した日に三島村に住所があり、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの子ども（＝対象児）と、その保護者1名が対象です。

Q2. どのような場合に助成を受けられますか？

A2. 以下のいずれかに該当する場合が対象です。

•医師から「島外での治療が必要」と診断された場合（診断証明書の提出が必要）

•その他、村長が特に必要と認めた場合

Q3. 助成される費用は？

A3. 年6回を上限として、以下の費用が助成されます：

•船舶運賃（2等・往復、各島港～鹿児島港の実費額）

•宿泊費（実費、1人1泊上限5,000円、2泊まで）

•診断証明書の発行にかかる文書料（全額）

※100円未満の端数は切り捨てになります。

Q4. 診断証明書はどこでもらえますか？

A4. 島外の医療機関を受診した際、診察した医師に依頼して発行してもらいます。三島村指定の様式（別記第3号様式）を使用してください。

Q5. 申請に必要な様式はどこで入手できますか？

A5. 三島村公式ホームページからダウンロードできます。紙での様式をご希望の方は、役場民生課でも配布しています。

Q6. 診断証明書の発行に費用がかかった場合も助成されますか？

A6. はい。文書料も全額助成対象です。領収書の提出が必要です。

Q7. 申請に必要な書類は？

A7. 以下を受診後6か月以内に提出してください：

1.子ども通院費等助成申請書（様式第1号）

2.診断証明書（様式第3号）

3.交通費・宿泊費・文書料の領収書

4.医療機関の診療費領収書の写し

5.その他必要書類（状況に応じて）

Q8. 提出先はどこですか？

A8. 三島村役場 民生課（窓口または郵送）にご提出ください。

Q9. いつまでに申請すればよいですか？

A9. 原則として、受診日から6か月以内かつ当該年度の3月31日までに申請してください。やむを得ない事情がある場合はご相談ください。

Q10. 助成金はどのように支払われますか？

A10. 申請者（保護者）が指定した銀行口座に振り込みます。

Q11. 年間で何回まで助成を受けられますか？

A11. 対象児1人につき年6回までです。

Q12. 制度の適用開始はいつからですか？

A12. 令和7年8月1日施行ですが、令和7年4月1日以降の通院分から申請対象となります。

Q13. 不正があった場合はどうなりますか？

A13. 虚偽申請や不正が判明した場合は、支給した助成金の返還を求めます。

☆ご不明な点は、三島村役場民生課（電話：099-222-3141）までお気軽にお問い合わせください。